

独立行政法人海上技術安全研究所の役職員の報酬・給与等について

役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

平成20年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

〔 期末手当について、理事長が必要と認めるときは、役員職務実績に応じこれを増額し又は減額することとしている。 〕

役員報酬基準の改定内容

法人の長	}	平成20年度における役員報酬基準の改定なし。	}
理事		平成20年度における役員報酬基準の改定なし。	
監事		平成20年度における役員報酬基準の改定なし。	
監事(非常勤)		平成20年度における役員報酬基準の改定なし。	

2 役員報酬等の支給状況

役名	平成20年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)		就任	退任	
法人の長	千円 17,645	千円 11,400	千円 4,997	千円 1,140 (地域手当) 108 (通勤手当)			*
A理事	千円 14,893	千円 9,564	千円 4,192	千円 956 (地域手当) 181 (通勤手当)			
B理事	千円 14,949	千円 9,564	千円 4,192	千円 956 (地域手当) 237 (通勤手当)		3月31日	
A監事	千円 13,748	千円 8,700	千円 3,813	千円 870 (地域手当) 365 (通勤手当)			
B監事 (非常勤)	千円 2,976	千円 2,976	千円 0	千円 0 ()	4月1日		

注1:「地域手当」とは、民間の賃金水準が高い地域に在勤する役員に支給しているものである。
 注2:「前職」欄には、役員の前職の種類別に以下の記号を付している。
 退職公務員「*」、役員出向者「 」、独立行政法人等の退職者「 」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「* 」、該当がない場合は空欄。

3 役員退職手当の支給状況(平成20年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間	退職年月日	業績助案率	摘要	前職
法人の長	千円	年 月			該当者なし	
理事A	千円	年 月			該当者なし	
理事B	千円 4,868	年 月 4	H21.3.31	1.0	業績助案率は暫定	
監事A	千円	年 月			該当者なし	
監事B (非常勤)	千円	年 月			該当者なし	

注1:「摘要」欄には、独立行政法人評価委員会による業績の評価等、退職手当支給額の決定に至った事由を記入している。
 注2:「前職」欄には、退職者の役員時の前職の種類別に以下の記号を付している。
 退職公務員「*」、役員出向者「 」、独立行政法人等の退職者「 」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「* 」、該当がない場合は空欄。

職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

人件費管理の基本方針

〔 定年退職等を含めた適切な人員管理を行い、その結果生じた減員については、公募による選考採用や産学官との連携強化のための人事交流、任期付き研究員の採用を図ることとするが、定型的業務の外部委託化の推進などにより人員管理の効率化につとめる。 〕

職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

〔 一般職の職員の給与に関する法律及びこれに関連する人事院規則等に準拠しているものであり、平成20年度給与規程の改正においては、「独立行政法人の役職員の給与改定に当たっては、国家公務員の給与水準を十分考慮して国民の理解が得られる適正な給与水準とするよう要請する（H20.11.14閣議決定）」を受けて、改正給与法に準拠して実施したところである。 〕

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

〔 勤務成績を基にして昇給及び勤勉手当に反映しているものである。 〕

〔能率、勤務成績が反映される給与の内容〕

給与種目	制度の内容
昇給：俸給	勤務成績に応じて昇給幅を増減するものである。
賞与：勤勉手当 (査定分)	勤務成績に応じて支給額を増減するものである。

ウ 平成20年度における給与制度の主な改正点

〔 国家公務員の育児短時間勤務制度に準拠して同制度を設けるため4月1日から改正した。 〕

2 職員給与の支給状況

職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成20年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内	うち通勤手当	うち賞与
常勤職員	163人	45.1歳	8,726千円	6,417千円	137千円	2,309千円
事務・技術	31人	39.4歳	5,999千円	4,375千円	163千円	1,624千円
研究職種	132人	46.5歳	9,367千円	6,897千円	131千円	2,470千円
任期付職員	4人	47.3歳	8,179千円	6,185千円	129千円	1,994千円
研究職種	4人	47.3歳	8,179千円	6,185千円	129千円	1,994千円
非常勤職員	1人	歳	千円	千円	千円	千円
事務・技術	1人	歳	千円	千円	千円	千円

注1: 常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

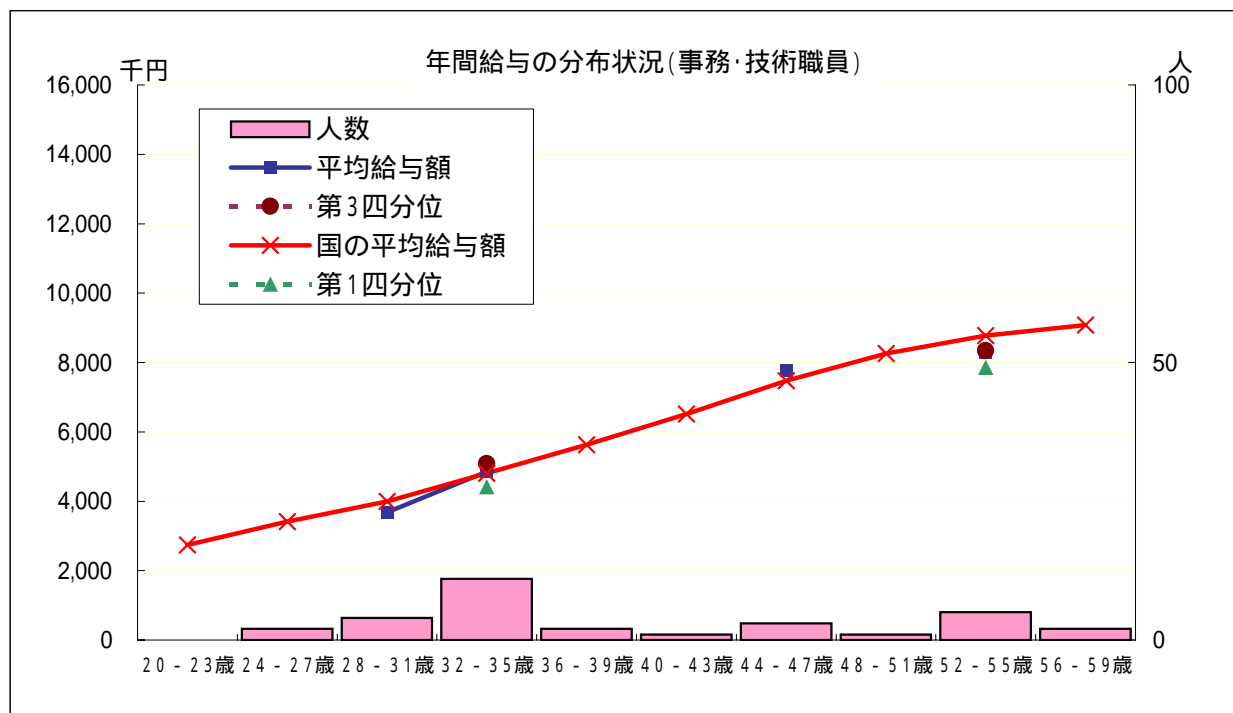
注2: 次に掲げる区分及び職種は、該当者がいないため省略した。

すべての区分及び職種で在外職員、再任用職員、医療職種、教育職種、その他の職種。

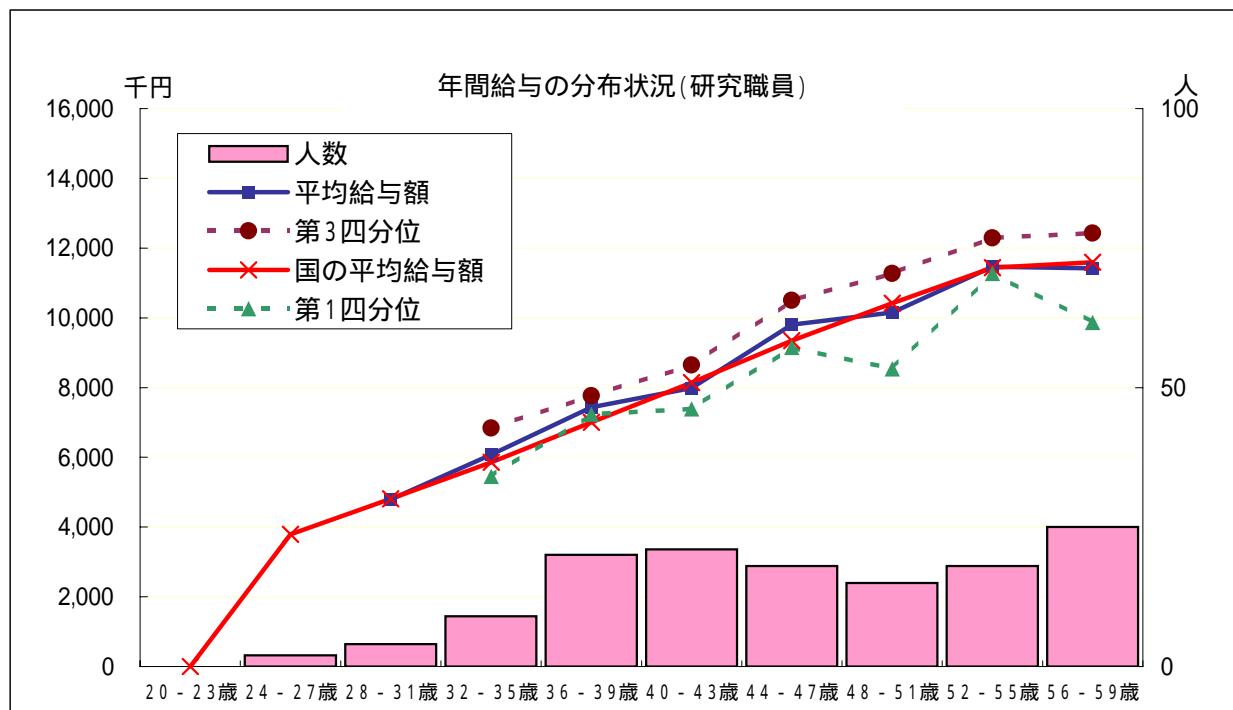
任期付職員のうち事務・技術、非常勤職員のうち研究職種。

注3: 非常勤職員については該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載していない。

年間給与の分布状況(事務・技術職員 / 研究職員(任期付職員及び再任用職員を除く。以下、ま
で同じ。)



注: の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、まで同じ。年齢24～31歳、36～51歳及び56～59歳の年齢階層の四分位は該当者が4名以下のため、また、年齢24～27歳、36～43歳、48～51歳及び56～59歳の年齢階層の平均給与額は該当者が2名以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから表示していない。



注: 年齢24～31歳の年齢階層の四分位は該当者が4名以下のため、また、年齢24～27歳の年齢階層の平均給与額は該当者が2名以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから表示していない。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位
			第1分位		第3分位
代表的職位	人	歳	千円	千円	千円
本部課長	2	-	-	-	-
本部課長補佐	9	49.5	7,520	7,755	7,943
本部係長	11	33.8	4,686	4,999	5,155
本部係員	7	28.5	3,566	3,740	3,797

(注)本部課長の該当者は2名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載していない。

(研究職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位
			第1分位		第3分位
代表的職位	人	歳	千円	千円	千円
本部研究部長	12	54.7	12,035	12,422	12,760
本部研究課長	45	50.8	10,077	10,865	11,960
本部主任研究員	56	43.7	7,488	8,104	8,773
本部研究員	14	33.4	4,940	5,234	5,751

職級別在職状況等(平成21年4月1日現在)(事務・技術職員 / 研究職員)

事務・技術職員

区分	計	事務職10級	事務職9級	事務職8級	事務職7級	事務職6級
標準的な職位		本部部長	本部部長	本部部長	本部課長	本部課長
人員 (割合)	31人	該当者なし	該当者なし	該当者なし	該当者なし	2人 (6.5%)
年齢(最高 ~最低)		歳	歳	歳	歳	歳
所定内給 与年額(最高 -最低)		千円	千円	千円	千円	千円
年間給与 額(最高 -最低)		千円	千円	千円	千円	千円

区分	計	事務職5級	事務職4級	事務職3級	事務職2級	事務職1級
標準的な職位		本部課長 補佐	本部課長 補佐	本部係長	本部係員	本部係員
人員 (割合)	8人	8人 (25.8%)	1人 (3.2%)	13人 (41.9%)	4人 (12.9%)	3人 (9.7%)
年齢(最高 ~最低)		54 ~ 41 歳	歳	58 ~ 32 歳	32 ~ 28 歳	28 ~ 26 歳
所定内給 与年額(最高 -最低)		5,912 ~ 5,062 千円	千円	4,616 ~ 3,156 千円	3,269 ~ 2,582 千円	2,791 ~ 2,388 千円
年間給与 額(最高 -最低)		8,344 ~ 7,395 千円	千円	6,409 ~ 4,375 千円	4,420 ~ 3,566 千円	3,728 ~ 3,301 千円

研究職員

区分	計	研究職5級	研究職4級	研究職3級	研究職2級	研究職1級
標準的な職位		本部研究部長	本部研究課長	本部主任研究員	本部研究員	本部研究員
人員(割合)	132人	58人 (43.9%)	32人 (24.2%)	28人 (21.2%)	14人 (10.6%)	該当者なし
年齢(最高～最低)		59～41歳	59～38歳	50～33歳	41～26歳	
所定内給与年額(最高～最低)		9,249～6,403千円	7,364～5,699千円	6,368～3,903千円	4,455～2,873千円	
年間給与額(最高～最低)		13,132～8,713千円	9,945～7,667千円	8,565～5,451千円	6,136～3,933千円	

(注)事務職6級及び4級における該当者が2名以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項について記載していない。

賞与(平成20年度)における査定部分の比率(事務・技術職員 / 研究職員)

事務・技術職員

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	65.2%	68.1%	66.8%
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	34.8%	31.9%	33.2%
	最高～最低	36.3～33.4%	33.3～30.5%	34.7～31.9%
一般職員	一律支給分(期末相当)	65.0%	68.4%	66.8%
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	35.0%	31.6%	33.2%
	最高～最低	45.7～30.6%	38.9～27.8%	40.5～29.1%

研究職員

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	62.2%	65.7%	64.0%
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	37.8%	34.3%	36.0%
	最高～最低	51.8～31.9%	46.1～29.1%	48.9～30.5%
一般職員	一律支給分(期末相当)	65.6%	68.9%	67.3%
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	34.4%	31.1%	32.7%
	最高～最低	43.8～31.8%	37.2～29.0%	40.4～30.3%

職員と国家公務員及び他の独立行政法人との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員 / 研究職員)

(事務・技術職員)

对国家公務員(行政職(一))

97.2

対他法人

90.2

(研究職員)

对国家公務員(研究職)

100.7

対他法人

99.8

注: 当法人の年齢別人員構成をウエイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他法人」においては、すべての独立行政法人を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

事務・技術職員

項目	内容					
指数の状況	对国家公務員 97.2					
	<table border="1"> <tr> <td>参考</td> <td>地域勘案 99.0</td> </tr> <tr> <td></td> <td>学歴勘案 96.2</td> </tr> <tr> <td></td> <td>地域・学歴勘案 98.2</td> </tr> </table>	参考	地域勘案 99.0		学歴勘案 96.2	
参考	地域勘案 99.0					
	学歴勘案 96.2					
	地域・学歴勘案 98.2					
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由	(給与水準は国を下回っているため、該当しない。)					
給与水準の適切性の検証	【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 78% (国からの財政支出額 3,536,003千円、支出予算の総額 4,505,160千円:平成20年度予算)					
	【検証結果】 国からの財政支出の割合が78%と支配的になっていることに鑑み、給与水準は国と同等にするべきと考えられるところ、現状にて適切と考えられる。 【累積欠損額について】 累積欠損額 0円(平成20年度決算)					
講ずる措置	俸給・諸手当等給与水準は、国家公務員の給与法と同等の給与を支給しており、引き続き国に準じて適正な給与水準を維持すべく、的確に取り組んでまいりたい。					

研究職員

項目	内容	
指数の状況	対国家公務員 100.7	
	参考	地域勘案 102.9 学歴勘案 101.8 地域・学歴勘案 104.4
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由	当研究所の給与体系は、国家公務員に準拠しており、国の給与水準と同等となっている。しかし19事業年度に昇格者が18名(公表対象者134名の13.4%)おり、直近3年(16~18事業年度)の平均11.3名に比して約6割多かったことが引続き影響している。	
給与水準の適切性の検証	【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 78% (国からの財政支出額 3,536,003千円、支出予算の総額 4,505,160千円：平成20年度予算)	
	【検証結果】 国からの財政支出の割合が78%と支配的になっていることに鑑み、給与水準は国と同等にするべきと考えられるところ、現状にて適切と考えられる。	
講ずる措置	【累積欠損額について】 累積欠損額 0円(平成20年度決算)	
	【検証結果】 累積欠損はなく、国と同等の給与水準となっている現状にて適切と考えられる。	
給与水準に係る総点検の視点に関わるデータ	俸給・諸手当等給与水準は、国家公務員の給与法と同等の給与を支給しており、引き続き国に準じて適正な給与水準を維持すべく、的確に取り組んでまいりたい。 平成22年度に見込まれる対国家公務員指数 年齢勘案、年齢・地域・学歴勘案とも100.0	
	支出総額に占める給与、報酬等支給総額の割合(事務・技術職員及び研究職員) 41.2% 管理職の割合 6.5% 大卒以上の高学歴者の割合 32.3%	

総人件費について

区分	当年度 (平成20年度)	前年度 (平成19年度)	比較増減		中期目標期間開始時(平成18年度)からの増減	
	千円	千円	千円	(%)	千円	(%)
給与、報酬等支給総額 (A)	1,857,923	1,894,665	-36,742	-1.94	-58,701	-3.06
退職手当支給額 (B)	197,719	222,330	-24,611	-11.07	14,392	7.85
非常勤役職員等給与 (C)	212,621	130,116	82,505	63.41	82,452	63.34
福利厚生費 (D)	244,678	240,817	3,861	1.60	-226	-0.09
最広義人件費 (A + B + C + D)	2,512,941	2,487,928	25,013	1.01	37,917	1.53

総人件費について参考となる事項

給与、報酬等支給総額が対前年度比で、36,742千円減額となった。要因は、退職者に係る減額が新規採用者に係る増額を上回ったことによるもの等である。

最広義人件費が対前年度比で、25,013千円増額となった。要因は、非常勤職員に係る経費が増加したことによるものである。

「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)及び「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)による人件費削減の取組の状況

)主務大臣が中期目標において示した人件費削減の取組に関する事項

各般の事業運営の効率化を通じ、人件費(退職手当等を除く。)については、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)を踏まえ、前中期目標期間の最終年度予算を基準として、本中期目標期間の最終年度までに、国家公務員に準じた人件費削減の取組を行うとともに、国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与体系の見直しを進めること。

)法人が中期計画において設定した削減目標、国家公務員の給与構造改革を踏まえた見直しの方針

中期目標期間中に、定年退職等を含めた適切な人員管理を行い、その結果生じた減員については、公募による選考採用や産学官との連携強化のための人事交流、任期付き研究員の採用を図ることとするが、定型的業務の外部委託化の推進などにより人員管理の効率化につとめる。

なお、人件費(退職手当等を除く。)については、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)を踏まえ、前中期目標期間の最終年度予算を基準として、本中期目標期間の最終年度までに5%以上の削減を行うとともに、国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与体系の見直しを進める。

)上記)の進ちょく状況

総人件費改革の取組状況

年 度	基準年度 (平成17年 度)	平成18 年度	平成19 年度	平成20 年度
給与、報酬等支給総額 (千円)	1,926,186	1,853,643	1,820,068	1,821,470
人件費削減率 (%)		3.8%	5.5%	5.4%
人件費削減率(補正值) (%)		3.8%	6.2%	6.1%

注1:「人件費削減率(補正值)」とは、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)による人事院勧告を踏まえた官民の給与較差に基づく給与改定分を除いた削減率である。なお、平成18年、平成19年、平成20年の行政職(一)職員の年間平均給与の増減率はそれぞれ0%、0.7%、0%である。

注2:競争的研究資金又は研究開発独立行政法人の受託研究若しくは共同研究のための民間からの外部資金又は国からの委託費及び補助金により雇用される任期付職員、運営費交付金により雇用される任期付研究者のうち、国策上重要な研究課題(第三期科学技術基本計画(平成18年3月28日閣議決定)において指定されている戦略重点科学技術をいう。)に従事する者及び若手研究者(平成17年度末において37歳以下の研究者をいう。)を削減対象人件費の範囲から除いているため、表の「給与、報酬等支給総額」と削減対象人件費の金額とが異なることとなる。

注3:注2の任期付研究者及び任期付職員の人件費を総人件費改革に係る削減対象人件費の範囲から除く前の「給与、報酬等支給総額」(削減対象人件費)は、基準年度(平成17年度)1,980,651千円、平成18年度1,916,624千円及び平成19年度1,894,665千円であった。

法人が必要と認める事項

特になし